

児童虐待を発見、疑った場合は、まずは連絡(通告)を!

通告受理機関

名称／住所	電話番号	時間等	
子ども家庭支援センター	中央子ども家庭支援センター (大分市庁舎 城崎分館 2階)	537-5688	平日 8:30~18:00 (土・日・祝日を除く)
	東部子ども家庭支援センター (鶴崎市民行政センター 1階)	527-2140	平日 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
	西部子ども家庭支援センター (植田市民行政センター 1階)	541-1440	平日 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
大分県中央児童相談所	544-2016	平日 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)	緊急時 24時間対応
児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)	24時間365日	

※子どもや家族が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には速やかに大分県中央児童相談所へ通告してください。
※子どもの生命が今すぐ危ぶまれる場合は、警察(110番)、救急(119番)への通報を最優先してください。

各種相談窓口

	名 称	電話番号	主な相談内容	利用時間等		
大分市	大分市保健所	中央保健センター	536-2516	乳幼児の健康・発育・発達等の子育て相談、妊娠・出産、こころの相談	電話・窓口相談 土・日・祝日を除く毎日	8:30~17:15
		東部保健福祉センター	527-2143		面接相談(予約制)	9:00~16:30
		西部保健福祉センター	541-1496		電話相談受付 月~金 9:00~17:30 土 9:00~16:45	
	大分市教育センター	教育相談・特別支援教育推進室 (エデュ・サポートおおいた)	533-7744	いじめ・不登校等および特別支援教育に関する相談	面接相談(予約制)	9:00~17:00
その他関係機関	大分県子ども・女性相談支援センター (いつでも子育てほっとライン)		0120-462-110	子育てに関するあらゆる相談	年中無休	電話相談 24時間対応
	大分県警察本部 人身安全・少年課	大分っ子フレンドリー サポートセンター	532-3741	非行等の子どもの相談全般	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談(予約制) 9:00~17:45
	大分地方法務局	子どもの人権110番	0120-007-110	いじめ・不登校、体罰 その他子どもの人権相談	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 面接相談 8:30~17:15
	大分県こころとからだの相談支援センター		541-6290	精神保健福祉に関する相談(こころの健康、アルコール、薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり等に関する相談)	土・日・祝日を除く毎日	電話相談 8:30~12:00 13:00~17:00 面接相談(完全予約制) 9:00~17:00



小学校・中学校用

〈ダイジェスト版〉

大分市子ども虐待対応の手引き

子どもの笑顔を守るために私たちにできること



～相談・通告は支援のはじまりです～

大分市では、虐待から子どもを守るために「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を設置し、虐待の発生予防、虐待の早期発見・早期対応支援・アフターケア(再発防止)までを行っています。

通告するべきか? 判断に迷った時

「虐待と言いかれるのか」「勘違いだったらどうしよう」と通告を迷う場合でも、すぐに連絡し、ありのままを相談してください。虐待のリスクや程度については、通告窓口(通告受理機関)で調査し、判断します。

組織での対応が大切

虐待なのかな?と思った時は、ひとりで抱え込んだり自分で解決しようとせず、組織的な対応が必要です。そのためにも、虐待発見時の対応のルール(報告・相談・会議)を組織内で決めておくことが必要です。

保護者との信頼関係

保護者との信頼関係を壊したくない気持ちから通告を躊躇してしまうという声も聞かれます。しかし、重要なのは子どもを守ることです。虐待をしてしまう親を責めるのではなく、家族の抱える問題を理解し、家族全体を支えるためにできるだけ早く支援の輪を築くことが必要です。

通告のタイミング

対応に時間を要する場合もありますので、午前中の早い時間に通告をすることが望されます。その際、子どもに傷や痣等が確認された場合には、写真などの記録をしておくことも重要です。



子どもの様子

虐待対応において緊急性の高いもの

保護者の様子

- 生命の危険があるようなケガをしている。
(頭部・腹部の外傷、窒息の危険がある等)
- 脱水症状や低栄養状態のための衰弱。
(低身長・低体重等)
- 性的暴力が疑われる。
(性交や性的行為を強要されている。)
- 子どもが保護を求めている。
(家に帰りたがらない差し迫った状況がある。)

- 生命に危険が及ぶほどの加害行為。
(骨折、臓器の損傷、重症火傷、首を絞める等)
- 治療が必要だが、受診させようとしない。
(子どもの心身に影響があるも、必要な医療を放棄している。)
- 親子心中や子どもの殺害をほのめかす。
(心中を考えている、殺してしまいそうななどの訴え)



小学校・中学校での気づきから支援まで 学校生活の1日の流れで気をつけたいこと

登校・朝礼

① 外観

- 体に不自然なあざ、外傷、火傷がある。
- 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れている。
- 季節にそぐわない服装をしている。
- きょうだいで服装や持ち物等に差が見られる。

② 態度

- 笑わなかったり、教師と視線を合わせようとしない。
- 無表情であったり、落ち着きがなかつたり、逆に、妙にはしゃいだり、友人をからかうたりしている。
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。

*欠席の時

- 無断欠席がある。
- 欠席の理由がはつきりしない。
- 保護者からの連絡が不自然である。
- 欠席で家庭訪問をした際に、保護者が不在であったり、子どもが寝ている。

授業中

① 外観

- 体に不自然なあざや、外傷がある。
- 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れている。

② 言動

- わざと逆なでするような言動をとる。
- 他者とうまくかかわらず、さいなことでもすぐカッとなるなど乱暴な言動が見られる。
- 他の人を執拗に責めたりする。

③ 行動

- 教職員の顔色を極端にうかがう、接触を避けようとする。
- 極端に協調性がなかつたり、周囲から孤立している。
- ふだんと違い、保健室等に行くなど、教室を離れる回数が増えている。
- 落ち着きがなかつたり、無表情である。
- 提出物を出さなかつたり、持ち物を忘れたりする。
- 気力がなくなったり、字が乱雑になる。

休み時間

① 友人とのかかわり

- 周囲から孤立したり、無表情である。
- 子どもとの話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容がある。

② 教師とのかかわり

- 用事がなくとも教師のそばに近づいてこようとする。

*体育の着替えの時

- 体に不自然なあざや外傷がある。
- 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れている。

測定・健診

- 身体測定／発育不良や不自然な傷、あざがある。
- 眼科健診(視力検査)／外傷の放置、心因性視力低下等がある。
- 耳鼻科健診(聴力検査)／外傷の放置、心因性難聴等がある。
- 歯科健診／ひどい虫歯、口腔外の外傷の放置等がある。
- 内科健診／衣服を脱ぐことや診察を怖がったりする。

昼休み

① 昼食時の様子

- 給食を急いで食べたり、何回もおかわりをするなど、食べ物への強い執着がある。
- 極端な食欲不振が見られる。
- エプロンやはし等の必要な持ち物を忘れる。
- 弁当が必要な時に持てこない。



保健室

① 外観や体調の変化

- 体に不自然なあざや、外傷がある。
- 病気が疑われないのに、体の不調を訴えている。
- 体重の極端な増減など、不自然な体の変化が見られる。

② 行動や言動

- 最近急に利用が増えた。
- 教職員の顔色を極端にうかがう、接触を避けようとしていたり、または、より接触を求めている。
- 子どもとの話の中に、虐待につながる内容がある。
- わざと逆なでするような言動をとる。

基本的な対応

- ◆ 虐待が疑われる場合は、速やかに子ども家庭支援センター、又は児童相談所に連絡します。
- ◆ 子どもに重篤な被害が生じていることをその場で確認した場合は、子どもを下校させる前(午前中など早い時間)に子ども家庭支援センター、又は児童相談所に連絡します。
- ◆ 性的な被害が疑われる場合は、積極的な情報収集は行わず、速やかに児童相談所に連絡します。

【児童虐待の防止等に関する法律 第6条(児童虐待に係る通告)】

(第1項)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(第3項)

刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

通告前

- 担任ひとりで抱え込むことがないようにします。気づきがあればすぐに管理職に伝えます。
- 情報収集と並行して、管理職が中心となり、対応について校内で協議します。
- 虐待の疑いを感じたときから、子どもに関係することを記録(経過・事実・虐待部位のスケッチ等)に残します。傷やあざなどの写真撮影が可能な場合は、写真に残します。
- 子どもに、あざや、外傷、やけどなどの原因について聞いてみます。

通告

- 虐待が疑われる場合は、子ども家庭支援センター、児童相談所等に速やかに通告します。
- 教育委員会に、該当する子どもや保護者の状況、子ども家庭支援センター、児童相談所等との連携について報告します。

通告後

- 通告した後は、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携して対応します。



保護者への対応

- 保護者への対応の方法については、子ども家庭支援センターや児童相談所等と相談します。

子どもへの対応

◎子どもから虐待の事実を聞いた時

- 子どもから聞く話を否定しないで、「よく話してくれたね」という姿勢で聞きます。
- 子どもが悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにします。

◎子どもから虐待の事実を聞いたが、「言わないで」と口止めされた時

- 子ども(あなた)を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もある事を、子どもが納得できるように丁寧に説明します。

日常の様子 (気になることはありませんか?)

保護者の様子

- 保護者が学校の行事に参加しない
- 子どものケガややけどの理由についての説明内容がコロコロと変わる
- 教師との会話を避ける
- 子どもの行動に無関心・冷淡である
- 学校を欠席しても連絡がない
- 経済的に困窮している
- 偏った育児の知識にこだわる
- 保護者がひどく疲れている
- 夫婦仲が悪く、子どもの前で一方の親の悪口を言う
- 保護者のペースで行動し、子どものペースを考えない
- 子どもへの接し方が乱暴である
- 保護者が学校に迎えに来ても子どもが帰らなかったり
- 子どもを他の子と比べてばかりいる
- 子どもに話しかけない
- 思い通りにならないとすぐに感情的になる、体罰を加える
- 子どもが保護者の顔色をうかがう
- 子どもに「かわいくない」「いらない」と拒絶的なことを言う

